

外来腫瘍化学療法について

- ◆専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者から電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されている
- ◆急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っている
- ◆化学療法のレジメンの妥当性を評価し、承認する委員会を開催している
- ◆「患者」と「患者を雇用する事業者」が共同作成した勤務情報の提出があった場合、「就労と療養の両立に必要な情報を提供する」「診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえた療養上必要な指導を行う」ことが可能